

国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会設置要綱

(令和4年8月8日市長決裁)

(設置)

第1条 音楽ホールと中心部震災メモリアル拠点との複合施設である（仮称）国際センター駅北地区複合施設（以下「複合施設」という。）の整備について基本構想を策定するにあたり、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 複合施設の在り方に関すること
- (2) 複合施設が備えるべき機能に関すること
- (3) その他複合施設の整備に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

(会議)

第4条 市長は、懇話会の会議を招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(解散)

第5条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、まちづくり政策局防災環境都市推進室及び文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月8日から実施する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。